医療法人は、
病院・診療所の経営情報の報告が義務化されます！

医療法人は、

これまでの事業報告書等とは別に、
令和５年８月以降に決算期を迎える法人から
毎年、会計年度終了後、原則、3ヶ月以内（※）に
病院・診療所ごとの経営情報を都道府県へ報告することになります。

（※）医療法第51条第２項に該当する大規模な医療法人は４ヶ月以内

報告方法は、医療機関等情報支援システム（Ｇ－ＭＩＳ）で報告できます。
その他、都道府県の担当者への郵送でも報告できます。
これまでの事業報告書等もＧ－ＭＩＳで届出できます。

経営情報は、国の管理下でデータベース化し、医療政策等に活用します。
その他、分析結果は、国民への医療政策の理解のため情報提供を行います。
ただし、報告いただいた個別の医療機関の情報は公表いたしません。

これからは経営情報の報告も必要（イメージ）

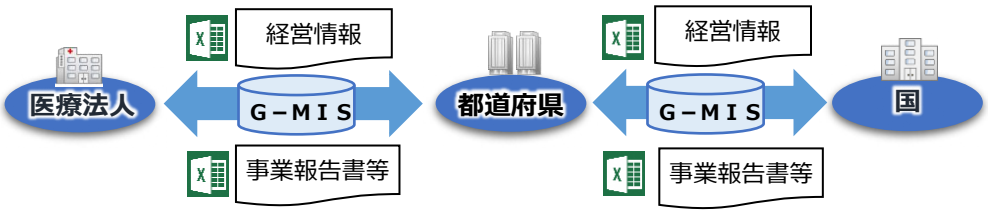

- ✓ Ｇ－ＭＩＳから入手した報告様式をアップロード
- ✓ 誤記等があれば都道府県からメールで通知
- ✓ 国で医療提供体制への政策の検討等に活用

経営状況に関する情報

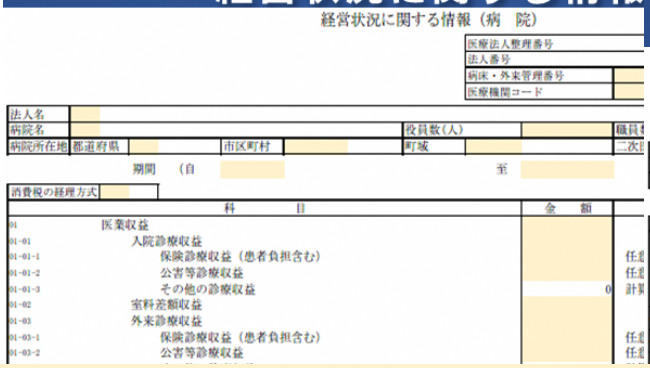
経営状況に関する情報（病　院）

職種別給与情報に関する情報

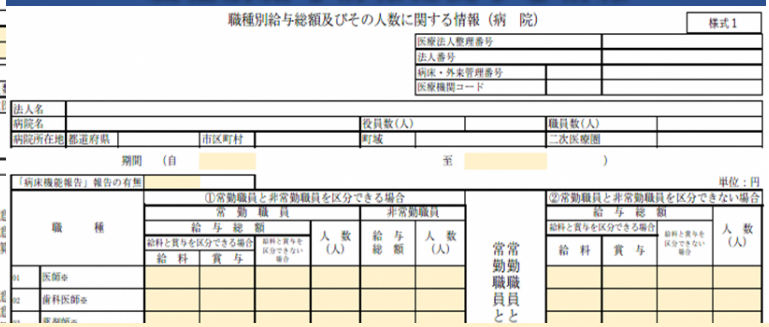
職種別給与総額及びその人数に関する情報（病　院）

具体的な手続きは、**厚生労働省ＨＰをご確認ください。**

経営情報の報告について

Ｇ－ＭＩＳでの報告方法について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare